

# 要 望 書

全国市議会議長会は、令和7年度建設運輸施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和6年11月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 坊 恭 寿  
(神戸市会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会  
委 員 長 千 葉 榮  
(釜石市議会議長)



# 目 次

## 【第 118 回評議員会 決議】

- 1 地方税財源の充実確保及び  
地方創生・地方分権の推進に関する決議…………… 1
- 2 下請けいじめの根絶を求める決議…………… 6
- 3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・  
減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議…………… 7

## 【第 181 回建設運輸委員会 議決事項】

- 1 自然災害対策の推進…………… 13
- 2 各種交通基盤整備の推進…………… 18
- 3 都市基盤整備の推進…………… 24
- 4 観光施策の推進…………… 29



## 1 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議

我が国の景気は、緩やかに回復しているものの、物価高などの影響で依然として厳しい状況にある。また、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかり、地方移住の関心の高まりやテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、こども・子育て政策の強化や福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 地方税財源の充実確保

##### (1) 令和7年度地方財政対策

地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

## (2) 令和7年度税制改正

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ② 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。
- ③ ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- ④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
- ⑤ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、法人課税に関する国内の税制を整備する場合には、地方法人課税分が含まれる点を踏まえて制度を構築すること。

## 2 地方創生の推進

### (1) デジタル田園都市国家構想の着実な推進

地方創生の推進及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」については、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。

### (2) 東京圏一極集中の是正

東京圏一極集中を是正するため、「デジタル田園都市国家構想総合

戦略」で掲げた 2027 年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させるという目標の達成に向け、「移住・起業支援金制度」の周知・広報等の充実を図りつつ、国と地方が連携し、地方への移住を促進すること。

### (3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

### (4) 地方創生関連施策の拡充

- ① 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。
- ② 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置など地方創生施策を積極的に展開すること。

## 3 地方分権の推進

### (1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

### (2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

## 4 こども・子育て政策の強化

「こども・子育て支援加速化プラン」において示されている全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保すること。

全国一律で行う施策に加え、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

## 5 デジタル社会の実現

### (1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

### (2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

### (3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

令和7年度を期限とする地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。

また、「デジタル基盤改革支援補助金」については、引き続き、補助上限額の見直し及び交付対象の拡大を図り、移行に係る経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置するとともに、影響を受ける全てのシステムの改修等に要する経費についても財政的支

援を確実に行うこと。

さらに、ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している地方自治体の実証分析等を行った上で、地方の意見を丁寧に聴きながら協議を進めるとともに、地方の負担増とならないよう配慮すること。

地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

以上決議する。

令和6年11月6日

**全国市議会議長会**

## 2 下請けいじめの根絶を求める決議

デフレ経済を脱却し、日本経済を成長させるためには、まず労働者の賃金が上がり、その結果、消費が活発化し、企業収益が上がるという賃金と物価の好循環を地域経済においても実現させることが不可欠であり、そのためには、労働者の7割が働いている中小企業の賃上げを実現することが重要である。

その一方、下請け企業との取引で、優越的地位を濫用して受注者に不当な取引を強いる事例が後を絶たず、下請法違反により公正取引委員会が勧告に至った事例は、令和5年度で13件に上り、本年度に入っても10月中旬の時点で既に6件に達している。

我が国では、かねてより大企業と中小企業との大きな賃金格差等二重構造の問題があるが、この事例はその要因の最たるものである。現状の労務費、原材料費、エネルギー費等のコスト上昇局面において、適切な価格転嫁が進まなければ中小企業の賃上げが進まないのは明らかである。

そして、このことが地域経済の疲弊にもつながっている。

企業間の取引を適正化させることは、中小企業の賃上げを行い、ひいては我が国の地域経済に好循環をもたらすための最重要課題の一つであると考ええる。

よって、国におかれては、いわゆる下請けいじめを許さない姿勢をより鮮明にするとともに、独占禁止法及び下請法の執行強化、また、下請法改正の検討を進め早期に結論を出し、さらなる企業間取引の適正化に取り組むよう強く要望する。

以上決議する。

令和6年11月6日

全国市議会議長会

### 3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。本年1月1日には、最大震度7の能登半島地震が発生し、石川県をはじめ新潟県、富山県、福井県など広い範囲に深刻な人的・物的被害をもたらしており、被災地では復旧・復興に向け、不断の努力が重ねられている。

8月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、この地震の発生に伴って、気象庁が初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表するなど、巨大地震に対する緊張感が以前にも増して高まっている。

また、毎年のように豪雨や台風などに見舞われており、こうした各種の自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務であるとともに、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備と合わせ、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要な課題となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。
- (3) 令和6年能登半島地震の教訓を活かし、復旧・復興の基軸となる道路ネットワークの機能強化に向けた支援を図ること。

## 2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

## 3 土石流対策の強化について

改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、規制区域指定のための基礎調査が必要となるが、地方自治体の事務負担や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

## 4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。  
また、改正後の国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定すること。
- (3) インフラの防災・老朽化対策について、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

## 5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

## 6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善を図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象レーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

## 7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

## 8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

## 9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和6年11月6日

全国市議会議長会



# 1 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から台風、豪雨、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、特に近年、各地で豪雨災害や大規模地震等が発生し、甚大な被害をもたらしている。

地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命、身体及び財産を守るためには、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 台風・豪雨対策の推進について

- (1) 流域治水の着実な推進を図るため、流域治水の本格的実践に必要な予算・財源の確保などの支援を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確実に確保すること。

また、新たな国土強靱化基本計画に基づき、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保するなど十分配慮すること。

- (2) 気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応する流域治水の取組を推進するため、河川整備計画に沿った整備の促進に加え、適正な維持管理を実施すること。
- (3) マイ・タイムライン（各自の防災行動計画）の普及や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりなど、流域治水の取組に必要な財政的・技術的な支援を行うこと。
- (4) 住民の命を守るためには、一刻も早い治水対策が必要であることから、地域住民の合意形成を得るために、国によるアドバイザー派遣制度の充実を図ること。

- (5) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政・技術的支援を講じること。
- (6) 砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備促進を図るとともに、その整備に当たっては、砂防等に関する調査、計画や維持管理を実施するために必要な技術基準の改定等により、頻発・激甚化する土砂災害に耐え得るよう、配慮すること。
- (7) 河道掘削や拡幅、調整池の設置など、治水機能を向上させる河川改修事業等の計画的かつ着実な実施に対する支援措置の充実強化を図るとともに、土砂撤去や樹木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。
- (8) 集中豪雨等による河川氾濫や内水氾濫などの浸水被害を防止・軽減するための河川工事に加え、排水機場や排水ポンプ車整備、雨水貯留浸透施設の整備等を促進すること。

## 2 地震・津波対策等の推進について

- (1) 南海トラフ地震対策特別措置法や日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づく津波避難対策のための集団移転促進事業の採択要件緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。

また、事前復興対策としての高台移転用地開発や医療機関及び福祉施設等の高台先行移転に対する支援制度の創設や拡充強化を図ること。
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備など、各事業への財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地震のみならず豪雨災害対応の中心的施設となる庁舎や、学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより、地方自治体が行う防災・減災対策の財源を十分に確保すること。

- (4) 避難路沿道建築物や大規模建築物の耐震改修等を補助する耐震対策緊急促進事業の拡充強化を図ること。
- (5) 住宅の耐震化率を向上させるため、住宅の耐震化に対する市民意識の高揚を促すとともに、耐震診断や耐震改修等への財政支援を拡充し、住宅耐震化推進施策の抜本的強化を図ること。

また、昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても多数の地震被害が発生していることから、現行の建築基準法の早期見直しを行い、補助対象とすること。
- (6) 木造住宅耐震補強に対する補助について、現行の補助限度額の引き上げ、並びに安価に短期間で実施できる個室の耐震化・耐震シェルター・防災ベッドなどを対象とした補助の拡充を行うこと。
- (7) 通学路、避難路等の安全確保のため、現行法令に適合しない、または危険な状態にあるブロック塀等を即時に撤去・改修できるよう、地方財政措置の充実強化を図ること。
- (8) 地震時に液状化の発生が懸念される地域について、宅地耐震化推進事業等による液状化対策を早急に推進するとともに、同事業の拡充強化を図ること。

### 3 災害復旧・復興支援について

- (1) 被災地の復旧・復興に当たっては、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧に留まらず、改良復旧（適応復興）も積極的に推進すること。
- (2) 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、迅速な補正予算措置や特別交付税の増額配分など、更なる支援の充実強化を図ること。
- (3) 被災後における住民生活を確保するため、ライフラインの早期復旧をはじめ、流出土砂の処理や砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地、教育施設等の早急な全面復旧体制を整備すること。

- (4) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して、国庫補助のかさ上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和し、使い勝手がよいものとする。

#### 4 災害対応の充実強化について

- (1) 地域の実情に合わせた、より一層、細密な台風、集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化を図ること。
- (2) 災害時における迅速な情報収集・伝達等の役割を担う防災行政無線の整備及びデジタル化に係る費用などについて、財政措置を充実強化すること。
- (3) 防災や復旧などの技術職の専門人材が不足している地方自治体に対する支援の充実強化を図ること。あわせて、災害時の現場対応や地方自治体の支援において大きな役割を担う国の地方機関の人員体制についても引き続き充実強化を図ること。
- (4) 地方自治体が作成するハザードマップについて、技術支援の強化や作成に要する人的支援及び財政支援の拡充を図ること。
- (5) 自然災害による被害を最小限に抑えるため、河川の水位や積雪状況などリアルタイムで把握するためのカメラの増設などの導入に係る十分な財政措置を講じること。
- (6) 避難所における空調整備や井戸の整備など、避難所環境の改善に向けた取組の強化が必要であるが、多額の費用を要することから財政支援の強化を行うこと。
- (7) 地方自治体が民間施設を避難所として使用した際の借上費用について、災害救助法の適用基準に満たない規模の災害に対しても財政措置を講じること。
- (8) 被災者支援備蓄物資や備蓄倉庫整備など、防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。

- (9) 上下水道が寸断されている状況では、水洗トイレを使用することができず衛生面や体調面等に悪影響を及ぼすことから、全国を網羅して広域的に配備するトイレカー（トイレトレーラー）の整備を進めること。
- (10) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を全ての半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げ、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。

## 2 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本であり、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、全国各地で地域住民の生活を支える地域鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、各種交通基盤の維持や、より一層の整備促進、支援施策の充実に努める必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 道路の整備促進について

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のため、道路関係予算の所要額を長期安定的に確保すること。
- (2) ミッシングリンク（未開通区間）を解消するため、高規格幹線道路と地域高規格道路を合わせた高規格道路ネットワークの早期整備を図るとともに、安定的に道路整備等を実施できるよう、建設資材高騰や労務費の上昇を踏まえた財源の確保に万全を期すこと。
- (3) 高規格道路ネットワークについて、時間距離の短縮による国土の連結強化や地域生活圏の交流人口確保を図るためにも、所要の財源を確保し、整備促進を図るとともに、候補路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、計画路線への格上げを図ること。
- (4) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。

また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。

- (5) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (6) 地方自治体間における圏域を超えた新たな社会や経済圏の形成及び発展のため、平常時、災害時ともに物流・人流を確保することができるよう、暫定2車線区間の4車線化やバイパス、環状道路など、広域的な道路ネットワークの整備を促進するとともに、必要な財源を確保すること。
- (7) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として予防保全の推進や改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。
- (8) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保と各種雪対策の一層の充実・強化を図ること。

## 2 新幹線鉄道等の整備促進について

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。

また、基本計画路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、整備計画への格上げを図ること。

- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう、建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。

また、既着工区間の工事費の増額分については、沿線自治体に新たな負担が生じないように対処すること。

- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に合わせ、着実に整備を進めること。

また、整備効果拡大のため、安全運行を確保した上で走行速度の向上や運行本数の確保、二次交通への運行支援など、旅客利便性の向上などに対する支援を行うこと。

- (4) 新幹線の開業効果を高めるため、新幹線駅舎や駅周辺及び広域幹線道路などの整備に対する社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。
- (5) リニア中央新幹線については、沿線環境への影響を配慮しつつ早期開業を実現すること。

また、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。

### 3 公共交通の確保・維持について

#### (1) 地域公共交通の充実強化

- ① 利用者の減少やエネルギー価格の高騰等により、厳しい経営環境に置かれている地域公共交通の事業者等においては、事業者及び地方自治体に対し、路線を維持するための財政措置を引き続き講じること。
- ② 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保及び充実のため、改正された地域公共交通活性化再生法に基づく再構築の取組を着実に推進できるよう地方への支援を行うこと。
- ③ ローカル鉄道や路線バスについて、地方自治体が主体となる公有民営方式の導入や交通DX・GXの推進、低炭素社会の実現を図るため、新たな公共交通ネットワーク構築の支援をはじめ、既存の税制や法制の特例措置を講じること。
- ④ バス路線及びコミュニティバス、デマンド型交通等が公共交通として機能するよう包括的な支援体制を構築し、公共交通空白地の解消を図るとともに、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等について、地域の実情に応じて補助制度を拡充すること。
- ⑤ 公共交通の担い手を将来にわたって安定的に確保していくため、運転手等の人材の確保及び育成に係る支援体制を整備するとともに、働き方改革の推進に取り組むこと。

- ⑥ 地域公共交通の再構築に当たっては、鉄道・バスに係るEV車両や自動運転車両など先進的な車両の導入等を支援する事業の推進を図ること。
- ⑦ 鉄道駅やバスターミナルなど、旅客施設のバリアフリー化の推進を図るため、財政措置の充実強化を図ること。
- ⑧ 高齢者や障がい者等交通弱者が社会生活・経済活動を維持できるよう、地域公共交通の環境整備、地方自治体が実施するバス・タクシー等の利用促進施策などに対する支援の充実強化を図ること。  
また、買い物難民対策などのため、小型無人機の活用を図ることや、高齢者向け超小型モビリティ（小型自動車）等の新たな交通手段の開発を推進すること。
- ⑨ 学校による送迎負担の軽減とバス事業者の収支改善を図るため、路線バスとスクールバスの運行を実質的に統合する取組に対する支援を講じること。

## (2) 鉄道事業に対する支援

- ① 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を講じること。  
また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充、JR路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた支援施策の充実強化を図ること。
- ② 地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保すること。また、地域鉄道等を支援している地方自治体に対する、財政措置の充実強化を図るとともに、鉄道事業者への経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。
- ③ 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係る補助割合を堅持するとともに、地方自治体が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。

- ④ 地方自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国土交通大臣が組織する地域鉄道の再構築協議会においては、廃止ありきの協議ではなく、地域住民の利便性の確保に取り組むこと。
- ⑤ 沿線の地方自治体が支援を行う路線については、大手民鉄への設備投資、維持管理及び設備更新に関する費用についても補助対象となるよう、制度を拡充すること。
- ⑥ 赤字の地域鉄道について、経営の上下分離方式により存続を図る場合には、鉄道施設等の譲渡などに対して法人税等にかかる税制上の特例措置を講じるなど、存続に向けた支援を強化すること。
- ⑦ 沖縄県の慢性的な交通渋滞の緩和と均衡ある持続的な発展を図るため、沖縄振興計画に掲げる鉄軌道を含む新公共システムの早期導入に加え、本島（中）南部圏域への鉄軌道の延伸等を図ること。
- ⑧ J R北海道が経営改善に向けた取組を着実に進めるよう、国の支援の拡充を行うこと。
- ⑨ J R北海道をはじめ各旅客会社が J R貨物の負担軽減のため、線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。
- ⑩ J R北海道において早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設について、保全・更新や耐震化などの推進を図ること。

### **(3) 離島航路等に対する支援**

- ① 離島の生命線となっている離島航路・航空路の確保・維持を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- ② 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造や新船建造に対する財政的支援を行うこと。

- ③ 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者に、当該地域への観光客等も加えること。

#### 4 空港の整備促進について

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方の航空路線を維持・活性化するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

#### 5 港湾の整備促進について

- (1) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤の整備など、災害対応力を強化すること。また、既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (2) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、物流効率化に資する施設の整備などのための予算を確保すること。
- (3) クルーズ客船の受入態勢の拡充などのため、岸壁や旅客ターミナル等整備による港湾関係施策を充実強化すること。
- (4) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点からも日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (5) 地方港湾などの防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

### 3 都市基盤整備の推進

街路や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。また、強靱で持続可能な上下水道の構築は、ライフラインとして非常に重要である。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えている。さらに、土地利用に関しては、人口減少、高齢社会の進行などにより、空き家・空き地などの増加や所有者不明土地の問題が顕在化しており、これら諸課題への対応が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

#### 1 社会資本整備事業等の推進について

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 橋梁やトンネル等の経年劣化対策については、新技術等を活用した維持管理の高度化・効率化や機能向上型更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体における社会資本の維持管理者の技術力の底上げを図るため、資格制度及び教育・研修制度の充実を図ること。
- (4) 公共工事の担い手不足が懸念される中、公共工事の平準化を促進するため、補助対象事業において、債務負担行為の活用や繰越明許が円滑に行えるよう特段の支援措置を講じるとともに、地方自治体に対して統一的な情報提供などに取り組むこと。

- (5) 建設業において 2024 年度から時間外労働の上限規制が適用され、大幅な人手不足が生じていることから、適正な工期設定や工程合理化による生産性向上などの取組を推進すること。

## 2 市街地整備の推進について

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。  
また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。
- (3) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。  
また、放置自転車の解決に向けて、駐輪場等の整備に対する支援を図ること。
- (4) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。また、都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じるとともに、歴史や景観など、地域の特色を活用した公園設置への支援を図ること。
- (5) 都市の緑地等の保全のため、緑地の公有地化への財政的支援制度の拡充を図ること。また、公有緑地の維持管理経費など、都市緑地の環境整備費用への補助制度や、私有緑地の所有者に対する相続税の納税猶予など、税負担の軽減制度を創設すること。

- (6) 歩行者の安全確保のため、ガードパイプ・ガードレール等の交通安全施設の整備を促進すること。

### 3 空き家・空き地及び所有者不明土地対策の推進について

- (1) 地方自治体が空き家・空き地及び所有者不明土地対策を適正に推進できるよう、財産管理制度の円滑な活用や残置物の処理方法及び先進事例等を整理して情報提供するなど、支援を強化すること。
- (2) 特定空家や管理不全空家の発生を防止するため、所有者及び相続人の管理責任の更なる強化を図ること。
- (3) 不動産の所有権移転等の登記を促進するため、登録免許税の軽減措置の継続・拡充など所有者の負担軽減を図ること。
- (4) 空き家・空き地の長期間の放置や増加を抑制するため、流通を促進する仕組みを充実するとともに、空き家・空き地バンクの運用や所有者への働きかけなど、地方自治体が行う取り組みに対し財政的及び技術的な支援を行うこと。
- (5) 空き地・空き家の所有者情報について、所有者の同意が得られない場合においても、空家等管理活用支援法人や所有者不明土地利用円滑化等推進法人等に提供し有効活用できるよう、守秘義務を緩和する仕組みを検討すること。
- (6) 空家対策特別措置法の対象外である「長屋」については、条例で対応しているが、課税情報の利用や是正指導の実効性などに限界があることから、同法の対象に加えること。
- (7) 廃業旅館、マンション、工場などの大規模空き家対策について、単独の自治体では財政的、人的負担が過大なため、国や都道府県が管轄する制度を構築すること。
- (8) 倒壊する危険のある空き家等に対し、地方自治体の代執行による除却を推進するための財政措置及び所有者への解体費用の助成を拡充すること。

- (9) 空き地における草木の繁茂等生活環境問題について、市区町村に指導権限を与え問題解決が図られるよう、空家対策特別措置法と同様の法整備を図ること。
- (10) 所有者不明土地の早期解消を図るため、不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との連携を図るなど、多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組みを構築すること。
- (11) 地籍調査について、効率的な調査手法の積極的な導入を推進するとともに、地域からの要望を踏まえ、必要な予算を十分に確保すること。
- (12) 空き家・空き地対策を担う人材を育成するため、専門家の派遣制度や研修機会の充実を図ること。
- (13) 広く国民に対し様々な媒体を通して、空き家・空き地の問題意識の醸成と不動産の適正管理・活用の啓発を図ること。

#### 4 水道整備の推進について

- (1) 水道施設の耐震化や老朽施設の更新等を推進し、将来に向けて安全で強靱かつ持続可能な水道施設を構築できるようにするため、生活基盤施設耐震化等交付金などの国庫補助採択基準の撤廃ないし緩和を図ること。
- (2) 補助対象となっていない、配水支管に対する補助制度を創設すること。
- (3) 水道施設等の災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和、手続の簡素化・迅速化を図ること。また、被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (4) 水道事業の広域連携に対する財政支援を拡充するとともに、広域連携に参加する事業体の数や資本単価等の採択基準を緩和すること。

## 5 下水道整備の推進について

- (1) 下水道事業を安定的に持続させるため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。

また、集中豪雨等による浸水対策のためにも、下水道整備に対して十分な財源を確保すること。

- (2) 普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。

## 6 法定外公共物の管理に係る支援について

市町村に譲与された里道や水路等の法定外公共物について、適正に維持管理ができるよう財政支援措置を講じること。

## 4 観光施策の推進

観光は、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などを併せ持つ我が国の重要産業であるが、新型コロナウイルス感染症によって未曾有の深刻な影響を受けてきた。

現在、観光需要は着実に回復しつつあるが、生産性の低さや人手不足といった構造的課題に直面しており、国と地方自治体が一体となった取組が求められている。

地域の活性化のためにも、宿泊施設や交通機関、旅行業などへの支援が必要であるとともに、持続可能で魅力あふれる観光地の形成に取り組み、インバウンドや国内旅行の拡大を図ることが重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 魅力ある観光地域づくりの促進について

- (1) 新型コロナウイルス感染症によって深刻な打撃を受けた観光の本格的な復興を図り、インバウンドや国内旅行の拡大につなげていくため、受入環境の整備や観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すること。

また、特定の観光地におけるオーバーツーリズムなどに配慮し、持続可能な観光を推進すること。

- (2) 豪雨や震災などで被災した地域の観光復興に資する各種支援策の迅速な実施を図ること。また、国内外に向けた正確な情報発信や風評被害の防止など、誘客に向けた支援を図ること。
- (3) 観光先進国実現に向けた観光基盤の充実強化を図るための国際観光旅客税について、その税収により、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金を創設すること。

- (4) 歴史的街並みの保存や美しい景観に資する無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保に加え、防災の面からも有効であることから、積極的な支援を図ること。

## 2 国内外旅行者の増加に向けた施策について

- (1) 訪日外国人旅行者が観光地や公共交通機関においてストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う、多言語対応やキャッシュレス決済の普及、無料W i - F i サービスの提供などに対する支援措置を強化すること。
- (2) 地方空港及び港湾の就航先の拡大及び利活用の推進は、地方への周遊を促し、地方の魅力を発信することから、支援の継続及び拡充を図ること。
- (3) 諸外国への訪日プロモーションを推進するため、デジタルマーケティング等を活用し、観光需要の変化を見据えた取組に対する支援措置を強化すること。
- (4) 地域に与える経済波及効果やビジネス機会の創出などの幅広い経済的意義を有する、国際会議や国際展示会等の誘致を促進すること。